

第3次鎌倉市まち美化行動計画(素案)

I 計画の基本的事項

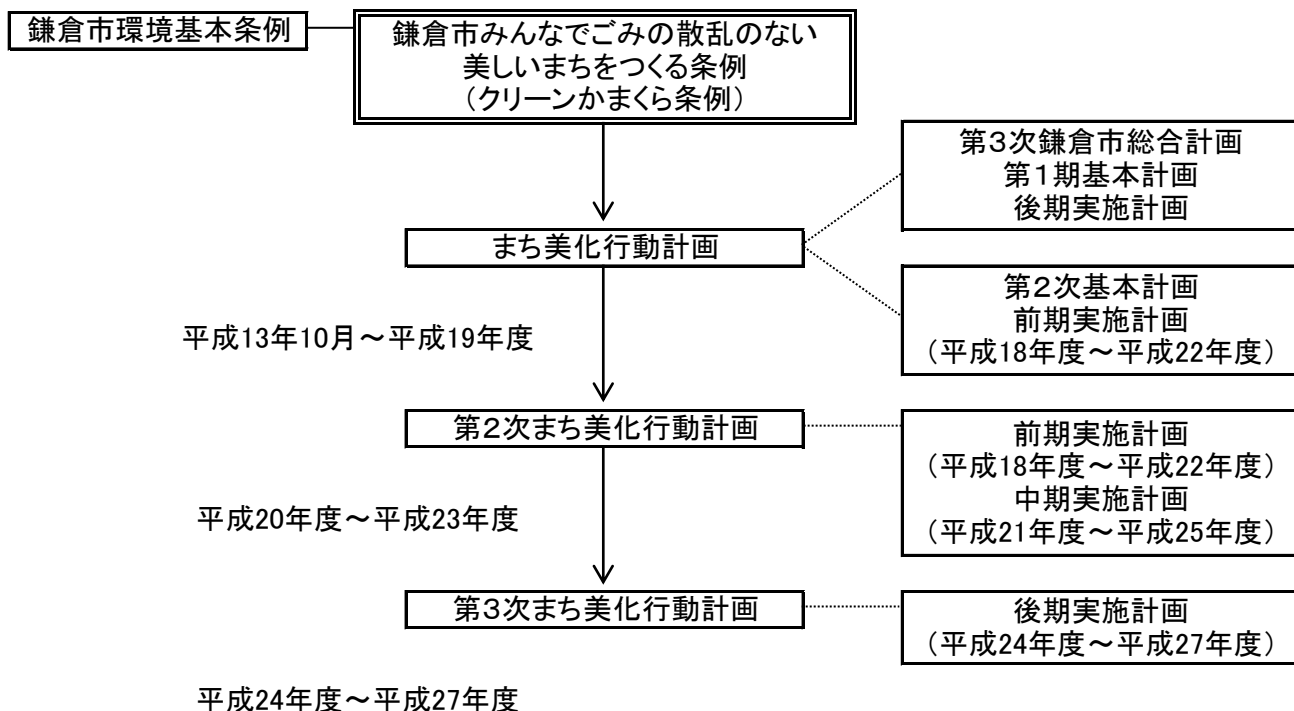
1 第3次まち美化行動計画の経過

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンかまくら条例）を制定しました。そして、同年10月に第1次まち美化行動計画を、平成20年には第2次まち美化行動計画を策定し、様々な事業を実施し、その成果をあげてきました。

このような経緯の中、現在、鎌倉市では、「武家の古都・鎌倉」というコンセプトに基づき世界遺産登録を目指しています。その趣旨に沿う、良好な景観、古都としての風格、観光都市としての魅力をさらに推進していくため、鎌倉市まち美化推進協議会の意見を聴き、第3次まち美化行動計画(素案)を策定しました。

策定に当たりましては、第2次行動計画を基に、関連条例や関連行動計画とも連動性を持たせました。当行動計画の基本は協働です。美しいまちを後世に継承するため、市民、事業者、滞在者と協働して美化活動に取り組んでいきます。

2 第3次まち美化行動計画の位置づけ及び計画期間



3 第3次まち美化行動計画の特徴

第3次行動計画では、市、市民、事業者、滞在者それぞれの実施主体別に役割を定め、次の事項に重点を置いています。

- (1) アダプト・プログラム等自主的な美化活動の推進
- (2) 地域で活動する諸団体の連携によるまち美化の推進
- (3) 各事業の広報、啓発

4 第3次まち美化行動計画の進行管理

- (1) 市が実施する事業について、目標を設定します。
- (2) 各事業の評価を行います。
- (3) 実施した事業の状況等を広報紙やホームページで公開します。